資料２

（仮称）常滑市こども計画
【骨子案】

令和９年度～令和 11 年度

令和８年８月

常滑市

はじめに



目次

第１章　計画の基本的な考え方 1
１　計画策定の趣旨と背景 2
２　計画の位置付け 3
３　計画の期間 4
４　計画の対象 4
５　計画の策定体制 5
６　国におけるこども・若者政策の状況 6

第２章　こども・若者を取り巻く現状 8
１　統計データからみる常滑市の状況 9
２　各種調査等からみる常滑市の状況 24

第３章　（仮称）常滑市こども計画がめざすこと 31
１　基本理念 32
２　基本的な視点 33
３　基本目標 34
４　施策の体系 35
５　成果目標 36

第４章　施策の展開 37
基本目標１ 38
基本目標２ 38
基本目標３ 38
基本目標４ 38

第５章　教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（第３期子ども・子育て支援事業計画） . 39
１　児童人口の推計 40
２　教育・保育提供区域の設定 40
３　教育・保育の量の見込みと確保方策 40
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 40
５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 40
６　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 40

第６章　計画の推進に向けて 41
１　計画の推進体制 42
２　推進するための実施主体の役割 42
３　数値目標の設定 42
４　計画の評価・検証体制 42

第 1 章

計画の基本的な考え方



１　計画策定の趣旨と背景

近年、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。平成 27 年の「子ども・子育て支援新制度」の施行以降も、家庭問題や地域社会における結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、若者の就業に関する問題などは、依然として解決すべき重要な課題として残されています。また、スマートフォンやＳＮＳの普及に伴うネットトラブルや情報過多、不登校やいじめ、さらには格差の拡大など、こどもの生命や安全、ウェルビーイングを脅かす新たな問題も顕在化しています。さらに、若い世代が結婚や子育てに将来の展望を描きにくい状況や、子育て当事者の負担感・孤立感の高まりなどを背景に、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況もあります。

こうした中、国は、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法として、令和５年に「こども基本法」を施行しました。同法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもを「権利の主体」として尊重し、その健やかな成長と権利の擁護、幸福な生活の実現を目指すものです。また、同年に「こども家庭庁」が発足し、同年 12 月には、政府全体のこども施策の指針となる「こども大綱」が閣議決定されるなど、国を挙げた新たな推進体制が整備されました。

常滑市（以下、「本市」と言う。）においては、これまで『常滑市子ども・子育て支援事業計画』を３期にわたり策定・推進してきました。直近の『第３期常滑市子ども・子育て支援事業計画』からは「こどもの貧困対策推進計画」を一体的に策定し、社会状況の変化に対応しながらこども・子育て支援施策を総合的に推進してきたところです。

この度、これまで進めてきた取組みをさらに発展させ、若者施策も含めたこども・若者施策をより総合的かつ計画的に推進するため、「（仮称）常滑市こども計画」（以下、「本計画」と言う。）を策定しました。本計画のもと、「こども基本法」の理念等を深く地域に浸透させ、こども一人ひとりを権利の主体として尊重し、生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもや若者が夢や希望を持って健やかに育つことができる常滑市の実現を目指します。

2　計画の位置付け

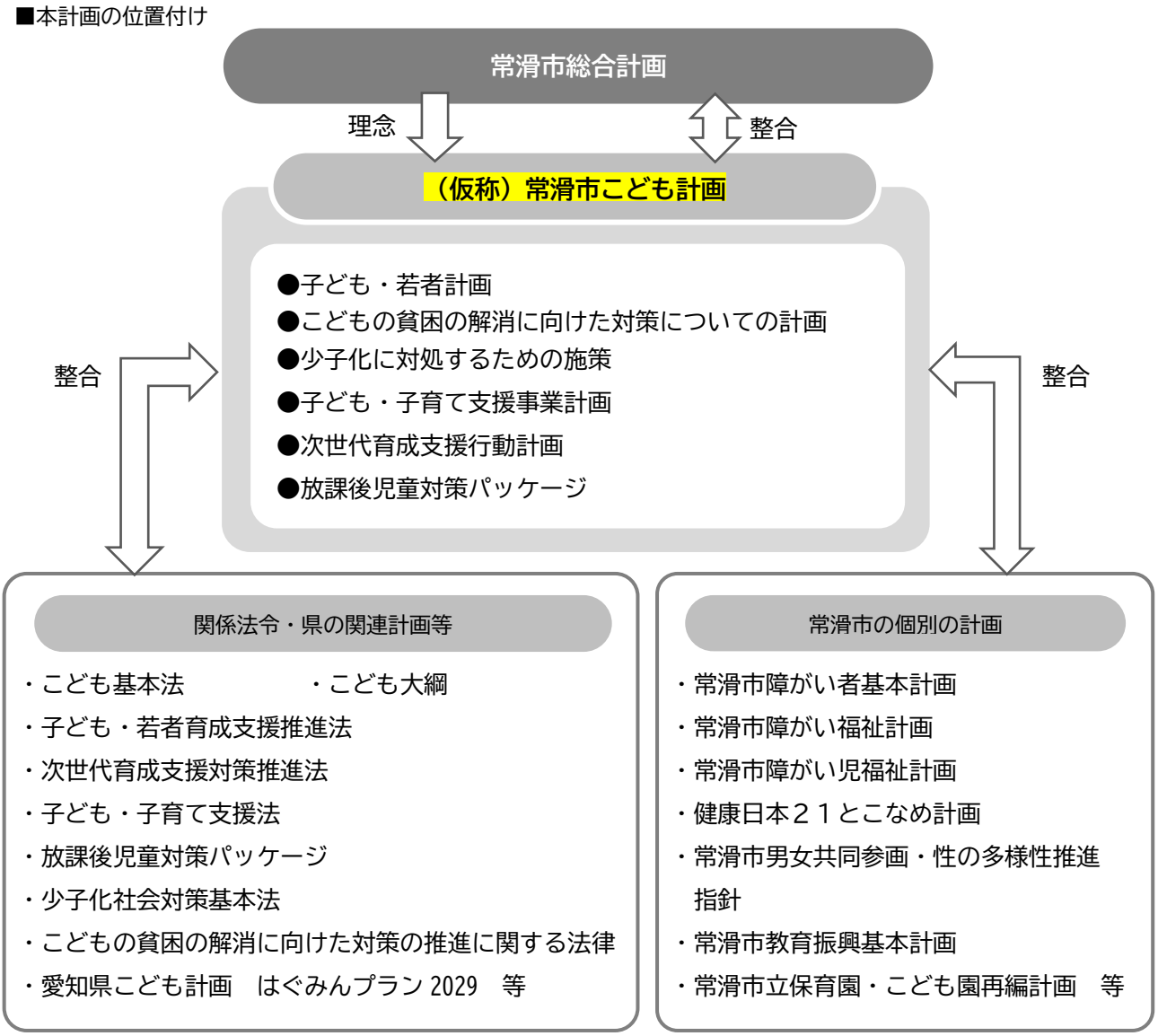
本計画は、「こども基本法」第 10 条第２項に基づく「市町村こども計画」として策定するものであり、国の「こども大綱」を勘案し、本市におけるこども・若者施策を総合的かつ計画的に推進するための方向性を示すものです。

国の「こども大綱」において「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されたことを踏まえ、本計画は「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村こどもの貧困対策計画」を一体的に策定します。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」を包含するとともに、国の「こども未来戦略」に基づく「放課後児童対策パッケージ」を勘案し、放課後児童クラブや放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示すものとします。

なお、本計画は本市の最上位計画である「第６次常滑市総合計画」を踏まえるとともに、関連する諸計画と整合を図り、策定・推進します。

■本計画の位置付け



３　計画の期間

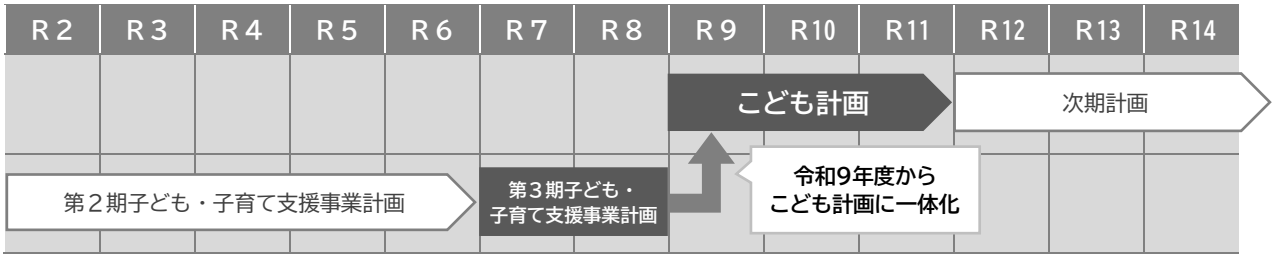
本計画は、令和９年度から令和 11 年度までの３か年を計画期間とします。

令和７年度から令和 11 年度までの５か年を計画期間とする「第３期常滑市子ども・子育て支援事業計画」を本計画に一体化して再編することから、その内容を引き継ぎ、効果的な施策の推進につなげるため、３か年の期間設定としています。

年度ごとに実施状況や成果を点検・評価し、計画の最終年度である令和 11 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画期間

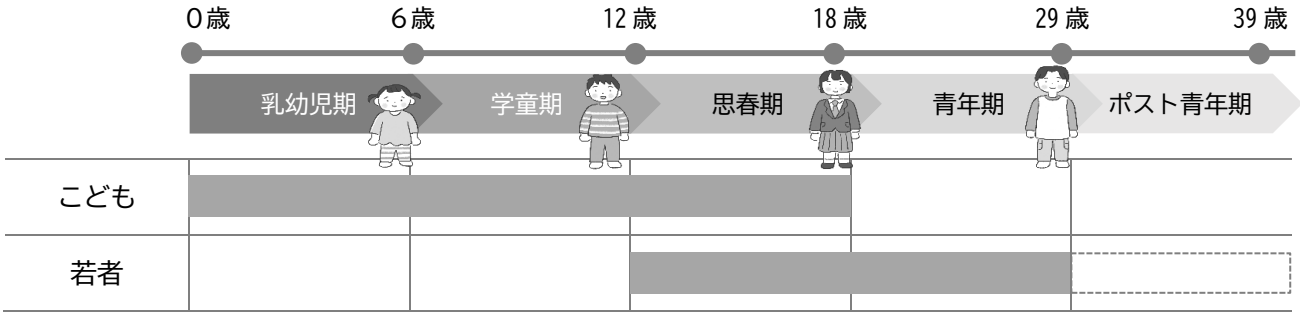


４　計画の対象

本計画では、こどもが若者となり、おとなになるまでの心身の発達の過程において、こどもの健やかな成長に対する必要な支援を行うため、こども・若者、妊産婦、子育てをしている保護者、子育て支援に関わる事業者、子育て支援団体、地域住民等を広く対象とします。

なお、「こども基本法」に基づき、本計画における「こども」は「心身の発達の過程にある者」を示し、「若者」は、思春期から青年期（概ね 18 歳から概ね 30 歳未満まで）の者、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

■こども・若者の対象年齢イメージ



「こども」と「子ども」の表記について

本計画では、根拠法である「こども基本法」に則り、原則として「こども」表記を用います。ただし、「子ども・子育て支援法」等、法律等の規定や事業等の固有名詞として漢字が使用されている場合、その規定に基づき表記します。

5　計画の策定体制

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども・若者施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

本計画の策定にあたっては、下記の調査等において聴取したこども・若者、保護者、地域住民等からの意見を計画に反映するとともに、計画の内容については関係課で構成する庁内検討部会で協議の上、「常滑市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定しました。

1　意見聴取の実施

本計画を策定するにあたり、こども・若者の生活実態や結婚・出産・子育て等の意向、こども・若者が求める取組みなどを把握するため、下記のとおり各種調査を実施しました。

■実施した調査

調査種別		実施内容
各種アンケート調査	こども	【実施時期】令和８年２月 【実施方法】ＷＥＢアンケート（学校に在校中のタブレットにて配布） 【対 象 者】市内小学校５年生・中学校２年生　1,188 人 【回 答 数】769 件（回収率：64.7%）
	保護者	【実施時期】令和８年２月 【実施方法】ＷＥＢアンケート（学校アプリ配信にて配布） 【対 象 者】市内小学校５年生・中学校２年生の保護者　1,188 人 【回 答 数】432 件（回収率：36.4%）
	若者	【実施時期】令和８年２月 【実施方法】ＷＥＢアンケート（郵送による配布、ＬＩＮＥ等での周知） 【対 象 者】15～39 歳のこども・若者　無作為抽出 2,000 人 【回 答 数】459 件（回収率：23.0%）
こども･若者 ワークショップ		【開 催 日】令和８年５月 24 日 【開催場所】ちかつの窯カフェ 【対 象 者】小学５年生～29 歳（市内在住、在勤、在学） 【参 加 者】16 名 【募　　集】４月 21 日～５月 18 日 【テ ー マ】「こどもの権利が守られる常滑市ってどんなまち？」
支援者ヒアリング		【実施時期】令和８年５～６月 【実施方法】各団体等にシートの送付 【対　　象】普段声が届きにくい状況のこども・若者等の支援に携わる関係団体・機関

調査種別	実施内容
意見聴取ボードの設置	【実施時期】令和８年５～６月 【設置場所】青海公民館（青海本館）、南陵公民館（南陵分館）、こども図書館、市民交流センター、常滑駅前セルフカフェ 【実施方法】ボードを設置し、ふせんで意見を聴取 【テ ー マ】「10 年後、こども・若者がワクワクする常滑は、どんなまちだと思いますか？」

２　常滑市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、こども・若者に関わる方々の意見を反映するとともに、こども・若者を取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「常滑市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

３　パブリックコメントの実施

６　国におけるこども・若者政策の状況

平成 27 年の「子ども・子育て新制度」の施行以降、相談支援体制の充実を図るための「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」の設置など、様々な制度改革が行われてきました。令和５年の「こども基本法」の施行を受け、「こども大綱」「こども未来戦略」が策定されるとともに、「市町村こども家庭センター」設置の努力義務化など新たな制度も創設されています。

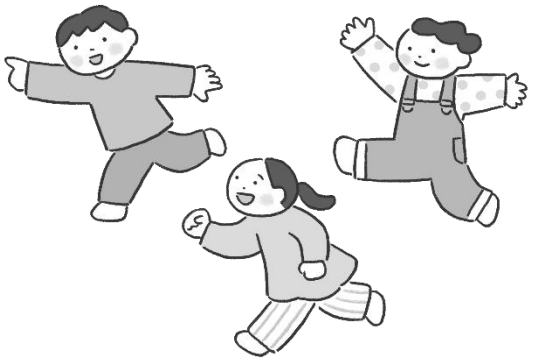
■こども・若者施策に関する法律・制度の近年の動向

年月	法律･制度など	内容
令和元年6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立	こどもの権利の尊重、教育機会の保障、保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことを明記。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
令和元年11 月	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組みの方針や重点施策が示された。
令和3年4月	「子供･若者育成支援推進大綱(第3次)」決定	こども･若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長･活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども･若者育成支援を総合的に推進することが示された。

年月	法律・制度など	内容
令和3年 12 月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	一人ひとりのこどものウェルビーイングを高め、「こどもまんなか社会」を目指すために、「こども家庭庁」を創設することが明記された。
令和4年 6月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	「こども基本法」成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされた。また、市町村こども計画の策定が努力義務化された。
令和5年 4月	「こども家庭庁」設立	「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組みを後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。
令和5年 6月	「こども未来戦略方針」閣議決定	若い世代が結婚やこどもを生み育てることへの希望を持ちながらも所得や雇用への不安などから将来展望を描けない現状の課題に対して、異次元の少子化対策を実現するための「加速化プラン」が示された。
令和5年 12 月	「こども大綱」閣議決定	「こども基本法」に基づき、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野を一元化し、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針が示された。市町村こども計画は「こども大綱」を勘案し、策定することとされている。
令和5年 12 月	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの 100 か月の育ちビジョン)」閣議決定	「こども基本法」に基づき、妊娠期から小学校1年生までの約 100 か月を対象に、こどもが心身ともに健やかに育つことを社会全体で支えるための基本的理念が示された。すべての人がこのビジョンに共感し、社会の考え方を変えていく「羅針盤」として機能し得ることが明記され、国や自治体が政策実施において方向性を共有できる指針としての意義が示された。
令和6年 6月	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」成立	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、共働き・共育ての推進、児童手当等にあてるための子ども・子育て支援金制度の創設等が示された。
令和6年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立	「こども大綱」を踏まえ、法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、こどもの現在の貧困を解消するとともに、こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと及び貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないことが明記された。
令和6年 12 月	「保育政策の新たな方向性」公表	待機児童の大幅な減少や少子化を踏まえ、待機児童対策を中心とした「量の拡大」から「質の高い保育の確保・充実」と「全てのこども・子育て家庭を支援する取組みの推進」に政策の軸を転換すること等が示された。

第 2 章

こども・若者を取り巻く現状



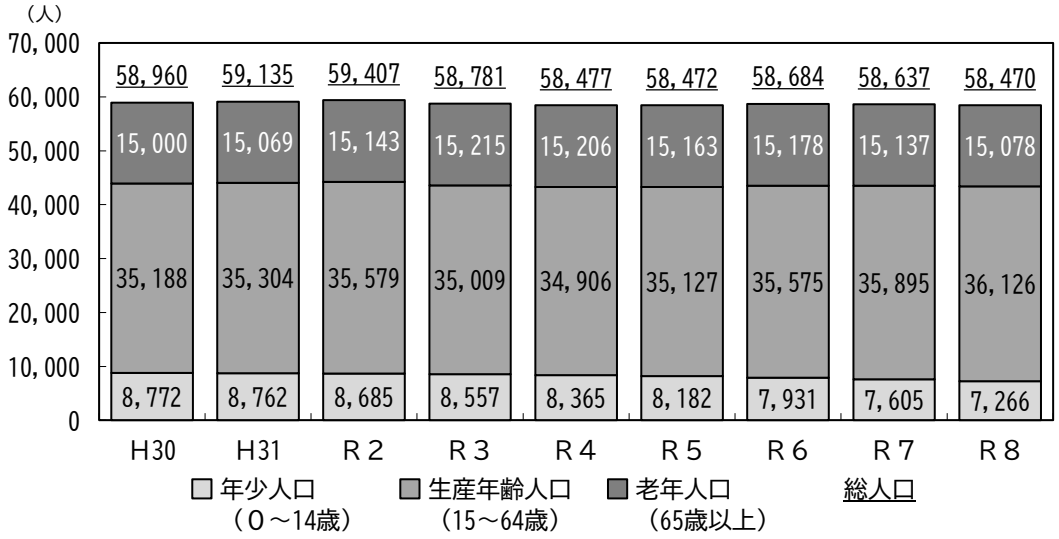
1　統計データからみる常滑市の状況

1　人口の状況

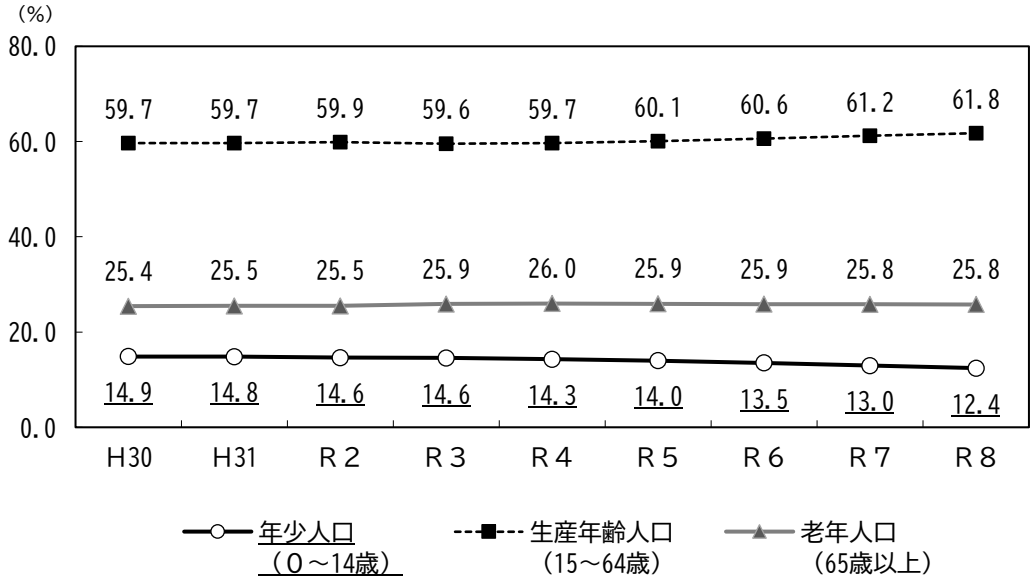
総人口は、58,000～59,000 人台で推移しています。内訳をみると、年少人口（０～14 歳）は減少しており、令和８年で 7,266 人となっています。その他の２区分は増減しながら推移しており、直近では、生産年齢人口（15～64 歳）は増加、老年人口（65 歳以上）は減少しています。

また、年齢３区分別人口割合は、年少人口（０～14 歳）が低下傾向となっており、令和８年で 12.4%となっています。

■年齢３区分別人口の推移



■年齢３区分別人口割合の推移

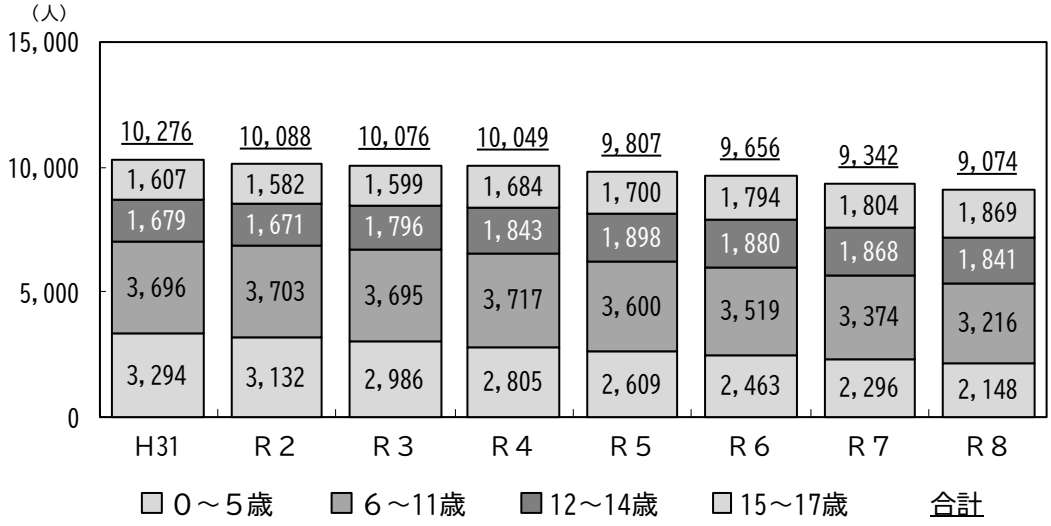


（上下図）資料：住民基本台帳（各年３月 31 日時点）

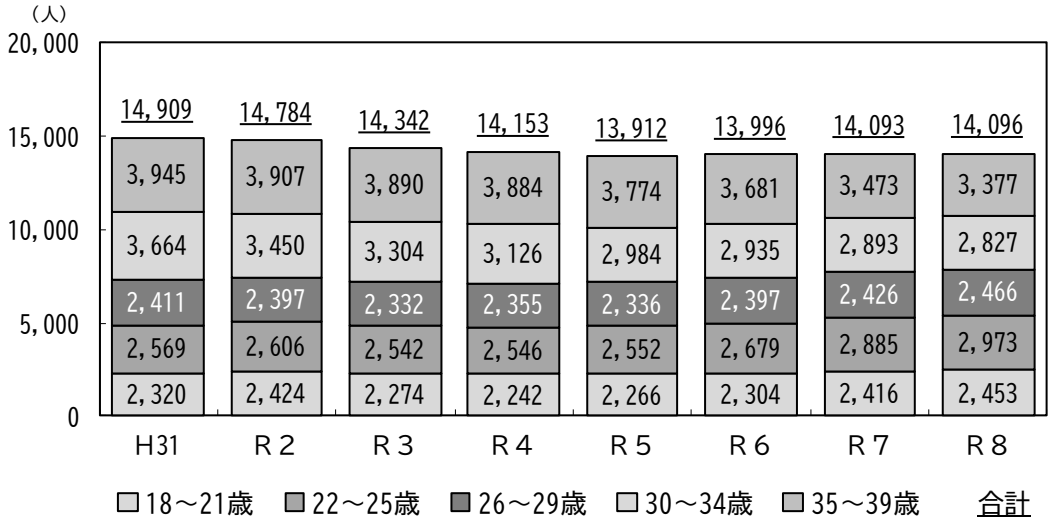
18 歳未満のこども人口は、令和５年に 10.000 人を下回って以降も減少しており、令和８年で 9,074 人となっています。

18～39 歳の若者人口は、平成 31 年から令和５年まで減少し、以降微増となっています。

■こども（18 歳未満）人口の推移



■若者（18～39 歳）人口の推移

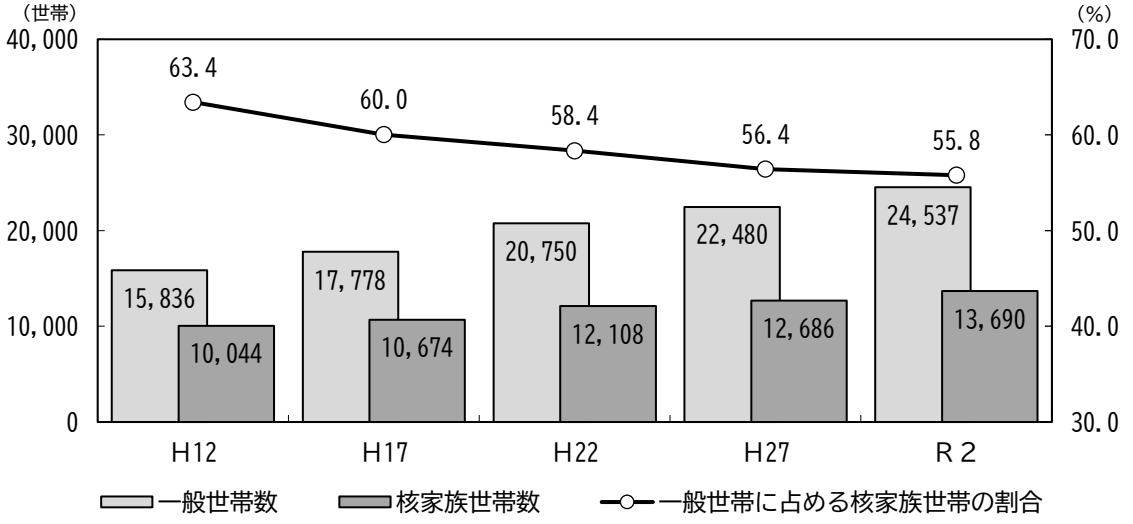


（上下図）資料：住民基本台帳（各年３月 31 日時点）

２　世帯の状況

一般世帯は増加しており、令和２年で 24,537 世帯となっています。なお、令和７年国勢調査結果の速報値（令和８年５月公表分）では世帯数が 25,547 世帯（「その他の世帯」も含む）と、令和２年から 1,010 世帯増となっています。一般世帯のうち、核家族世帯も増加しており、令和２年で 13,690 世帯・55.8%となっています。

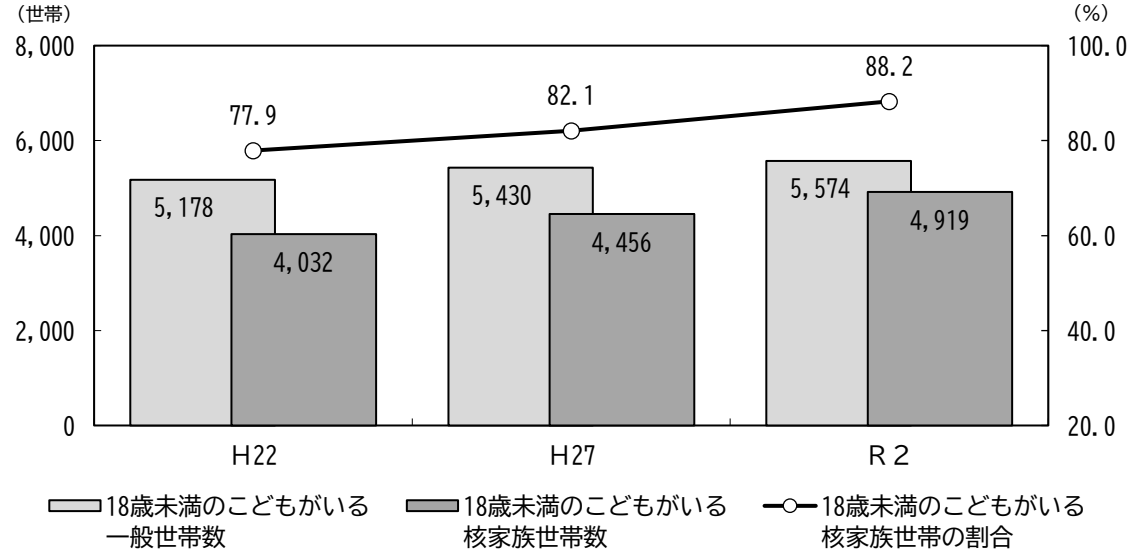
■一般世帯及び核家族世帯の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

18 歳未満のこどもがいる一般世帯は増加しており、令和２年で 5,574 世帯となっています。一般世帯のうち、18 歳未満のこどもがいる核家族世帯も増加しており、令和２年で 4,919 世帯・88.2%となっています。

■18 歳未満のこどもがいる一般世帯及び核家族世帯の推移



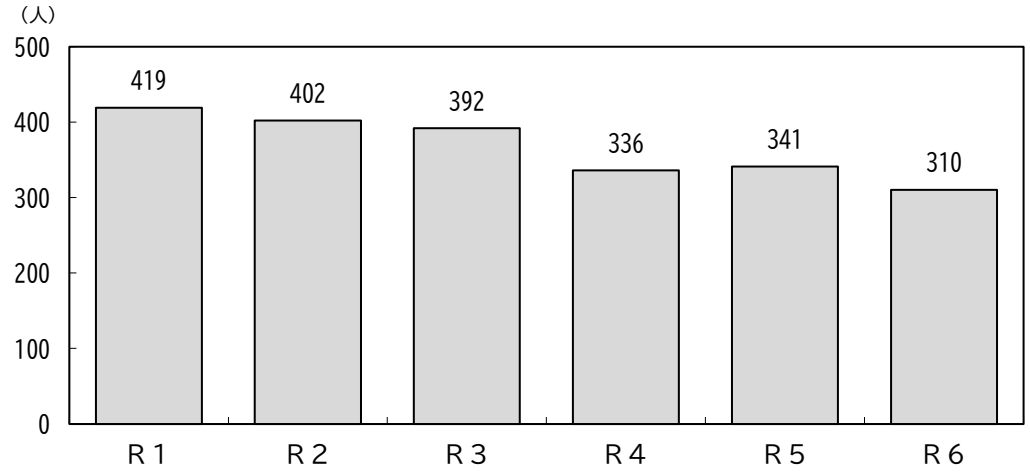
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

３　出生の状況

（１）出生数

出生数は減少傾向となっており、令和６年で 310 人となっています。

■出生数の推移

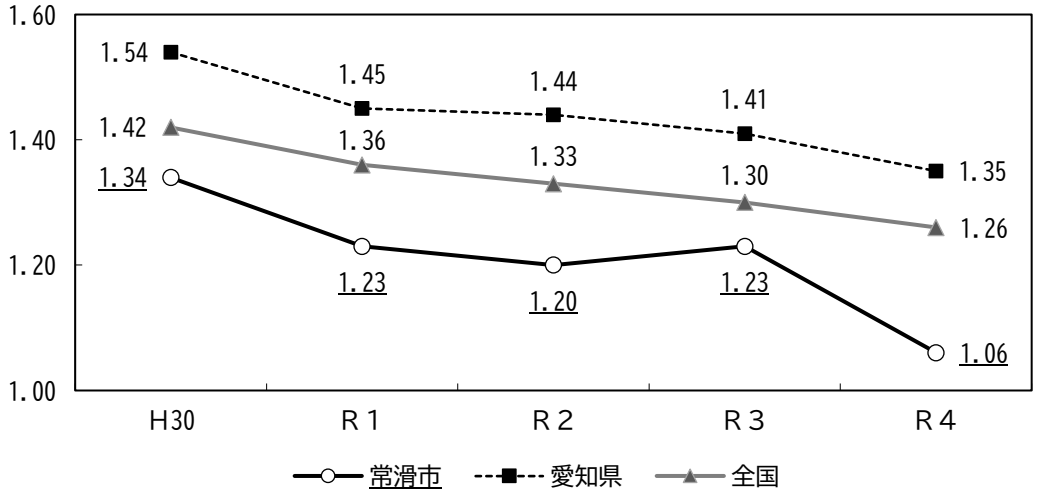


資料：愛知県衛生年報

（２）合計特殊出生率

合計特殊出生率は低下傾向となっており、令和４年で 1.06 となっています。全国・愛知県と比較すると、継続して全国・愛知県より下回って推移しています。

■合計特殊出生率の推移（全国・愛知県との比較）



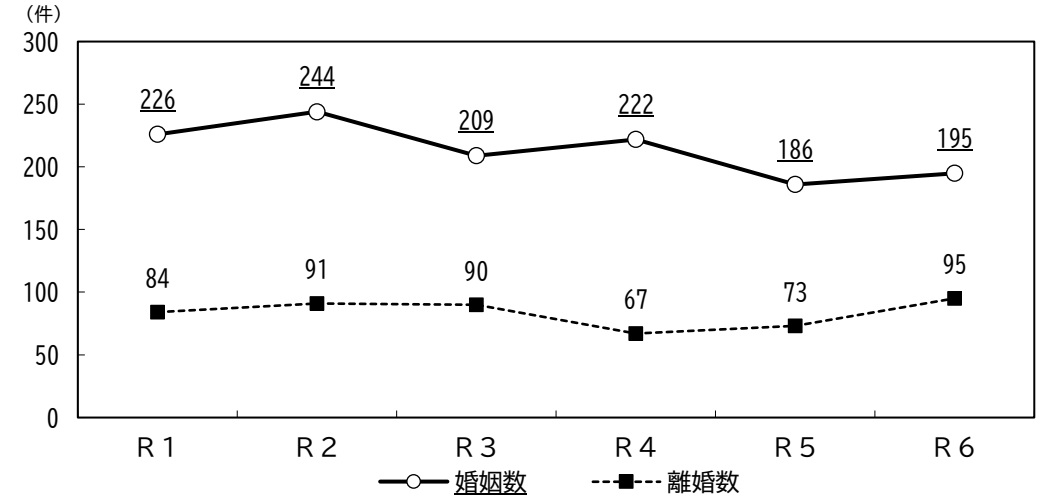
資料：第３期常滑市子ども・子育て支援事業計画

４　婚姻・離婚の状況

（１）婚姻・離婚

婚姻件数は増減しながら減少傾向にあり、令和６年で 195 件となっています。一方、離婚件数は令和４年以降で増加しており、令和６年で 95 件となっています。

■婚姻・離婚件数の推移

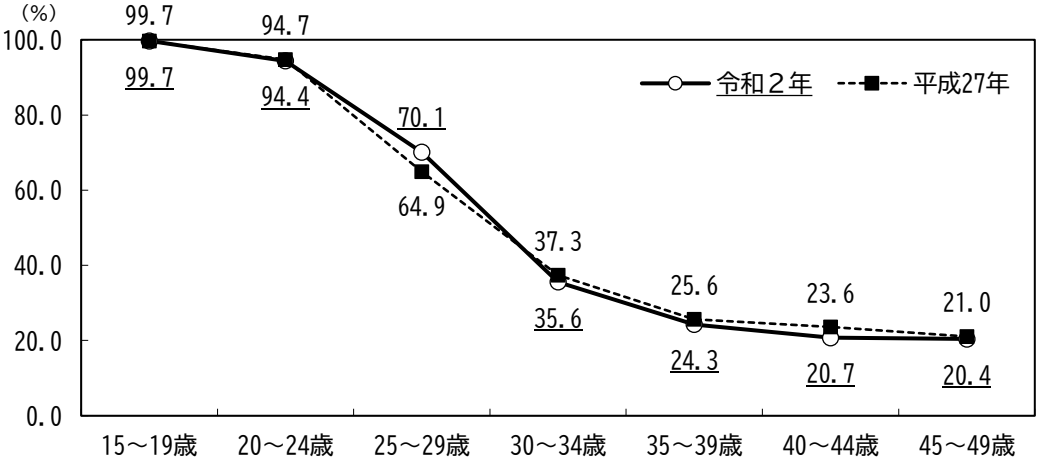


資料：愛知県衛生年報

（２）未婚率

令和２年の年齢別未婚率を平成 27 年と比較すると、25～29 歳で 70.1%と、5.2 ポイント高くなっています。そのほかの年代では同等か、令和２年が平成 27 年を下回っています。

■年齢別未婚率（平成 27 年との比較）

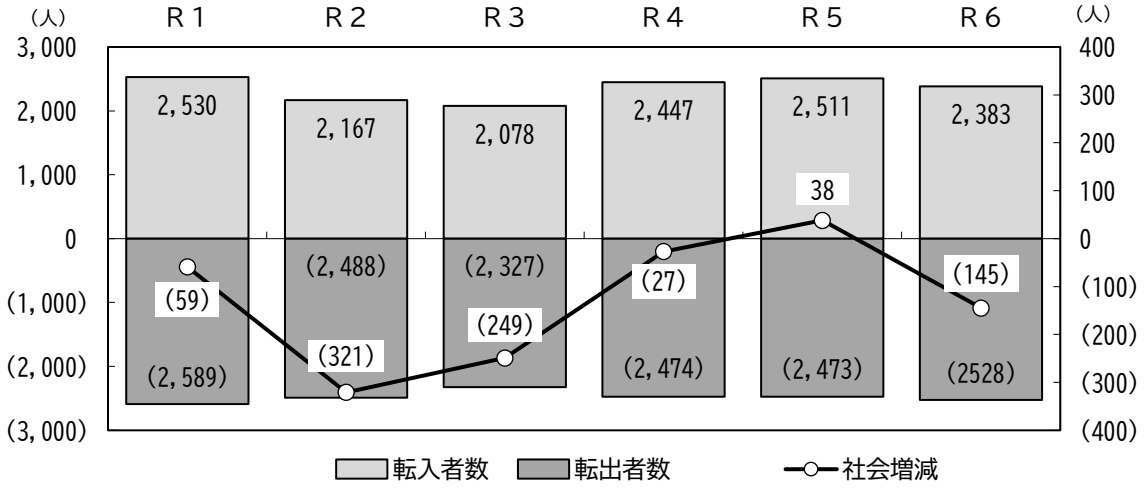


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

５　転入・転出の状況

社会増減の推移をみると、継続して転出者数が転入者数を上回っていますが、令和５年のみ転入者数が 2,511 人と、転出者数を上回っています。

■社会増減の推移



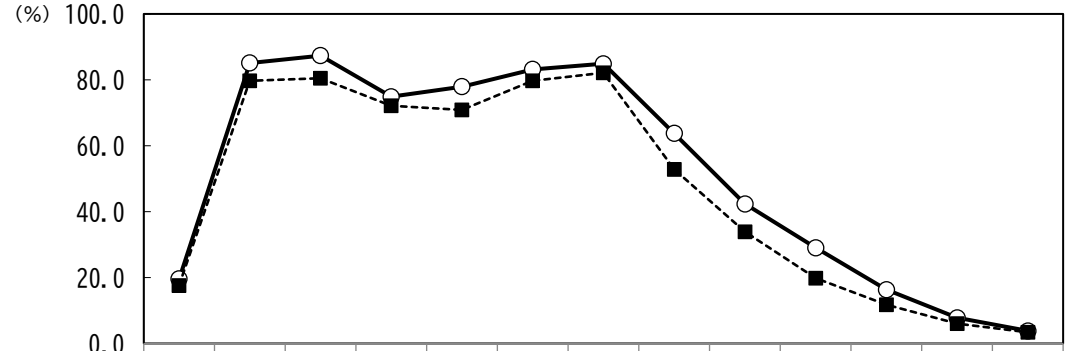
資料：人口動態調査

6　就業の状況

令和２年の女性の年齢別労働力率を平成 27 年と比較すると、20～24 歳、25～29 歳、35～39 歳でそれぞれ５ポイント以上、60～64 歳、65～69 歳、70～74 歳でそれぞれ 10 ポイント前後、それぞれ高くなっています。

令和２年の女性の年齢別労働力率を全国・愛知県と比較すると、35～39 歳を除くいずれの年代も全国・愛知県より高くなっています。

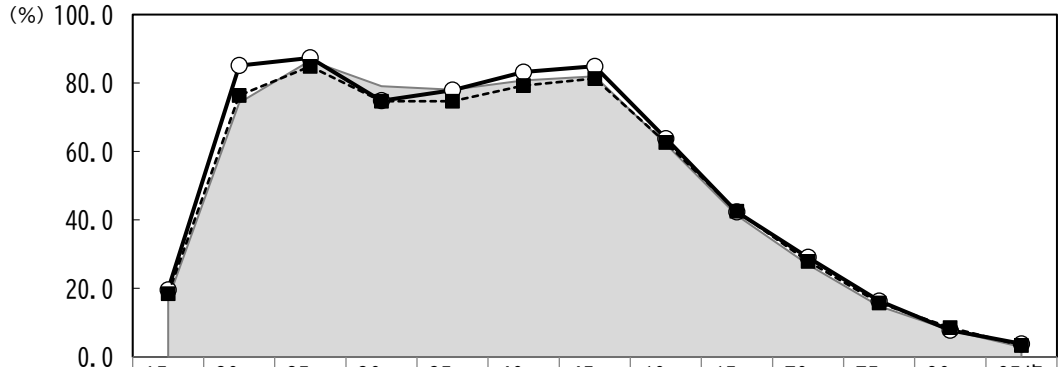
■女性の年齢別労働力率（平成 27 年との比較）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
令和２年	19.6	85.2	87.4	74.9	78.0	83.2	84.9	63.8	42.4	29.1	16.3	7.8	3.8
平成27年	17.6	79.8	80.5	72.1	70.9	79.7	82.1	52.8	33.9	19.8	11.8	6.1	3.4

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

■女性の年齢別労働力率（全国・愛知県との比較）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9
常滑市	19.6	85.2	87.4	74.9	78.0	83.2	84.9	63.8	42.4	29.1	16.3	7.8	3.8
愛知県	18.5	76.4	84.9	74.7	74.7	79.3	81.4	62.6	42.6	27.9	15.7	8.6	3.4

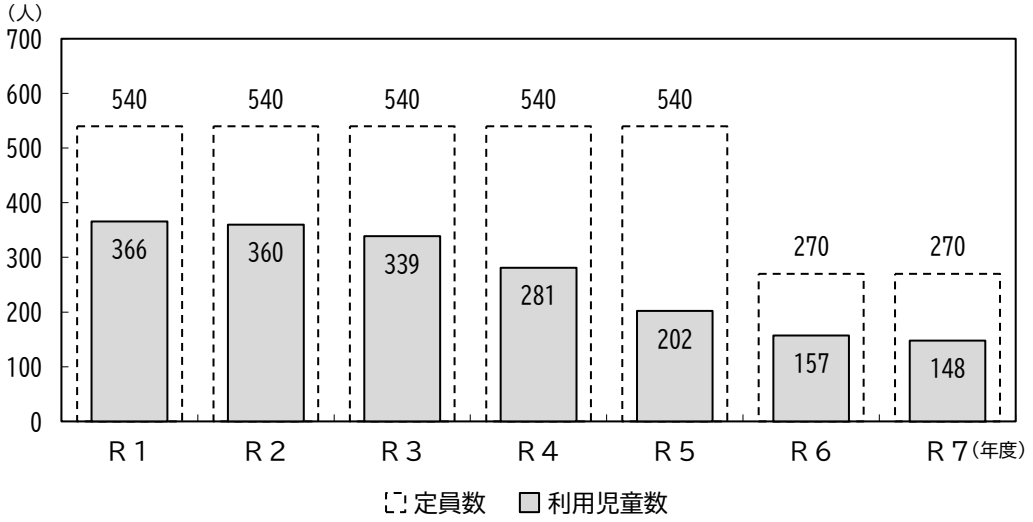
資料：国勢調査（令和２年 10 月 1 日時点）

7　教育・保育サービス等の状況

（1）幼稚園・認定こども園

幼稚園・認定こども園の定員数及び利用児童数の推移をみると、利用児童数は減少しており、令和７年度で 148 人となっています。

■幼稚園・認定こども園の定員数及び利用児童数の推移（市全体）

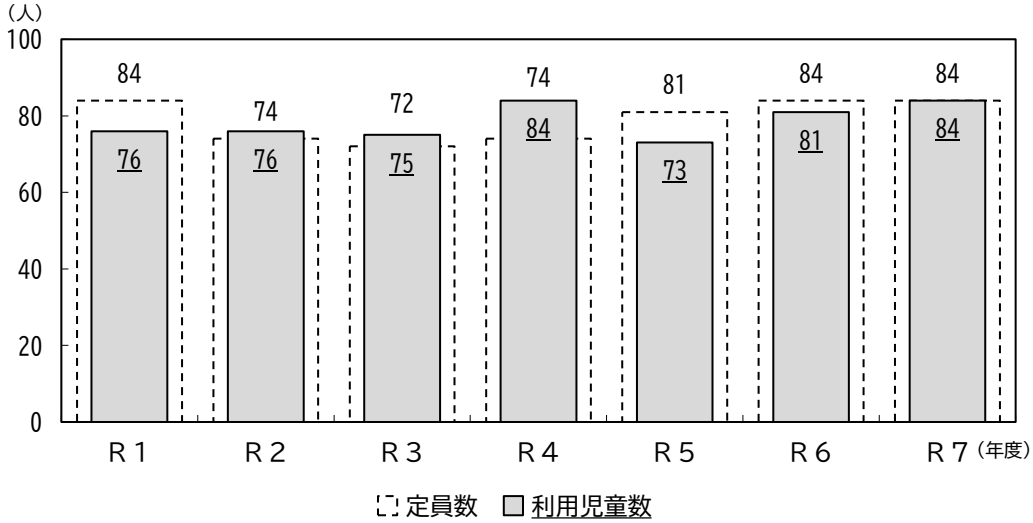


※「定員数」は各年４月１日時点、「利用児童数」は各年度末時点。

資料：第３期常滑市子ども・子育て支援事業計画、こども保育課

０歳児の保育園・認定こども園の利用児童数は、令和２年度から令和４年度で利用児童数が定員数を上回っていましたが、令和５年度以降は定員数を下回るか、ほぼ同程度となっています。

■保育園・認定こども園の定員数及び利用児童数の推移（０歳児）

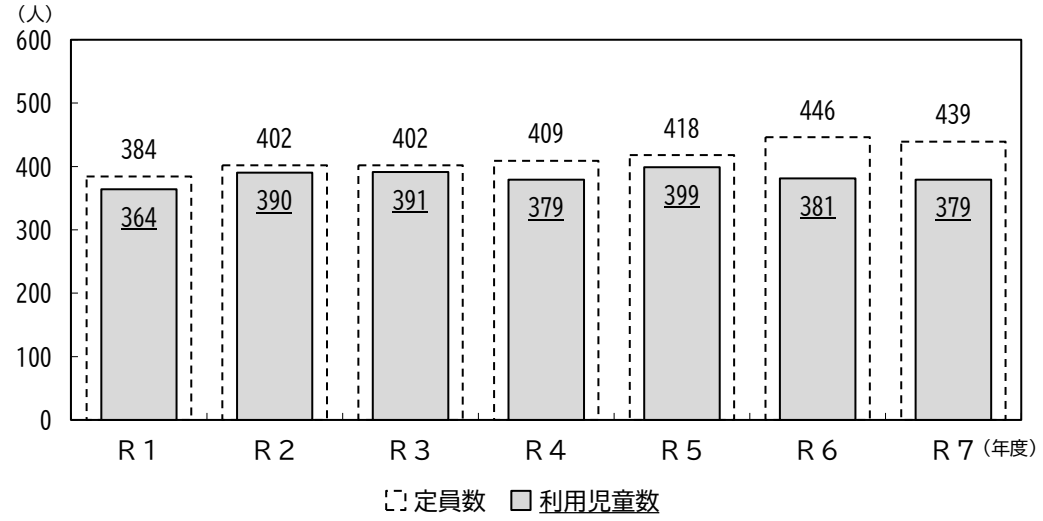


※「定員数」は各年４月１日時点、「利用児童数」は各年度末時点。

資料：第３期常滑市子ども・子育て支援事業計画、こども保育課

１・２歳児の保育園・認定こども園の利用児童数は、令和５年度までは定員数とほぼ同様の利用数でしたが、令和６年度以降は定員数を大きく下回っています。

■保育園・認定こども園の定員数及び利用児童数の推移（１・２歳児）

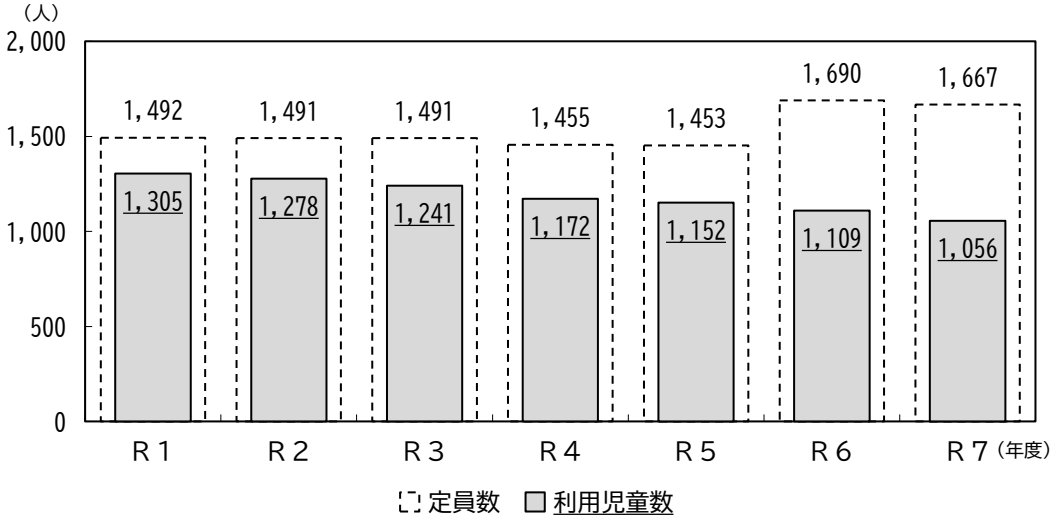


※「定員数」は各年４月１日時点、「利用児童数」は各年度末時点。

資料：第３期常滑市子ども・子育て支援事業計画、こども保育課

３～５歳児の保育園・認定こども園の利用児童数は、令和元年度以降減少しており、いずれの年度も定員数を下回っています。

■保育園・認定こども園の定員数及び利用児童数の推移（３～５歳児）



※「定員数」は各年４月１日時点、「利用児童数」は各年度末時点。

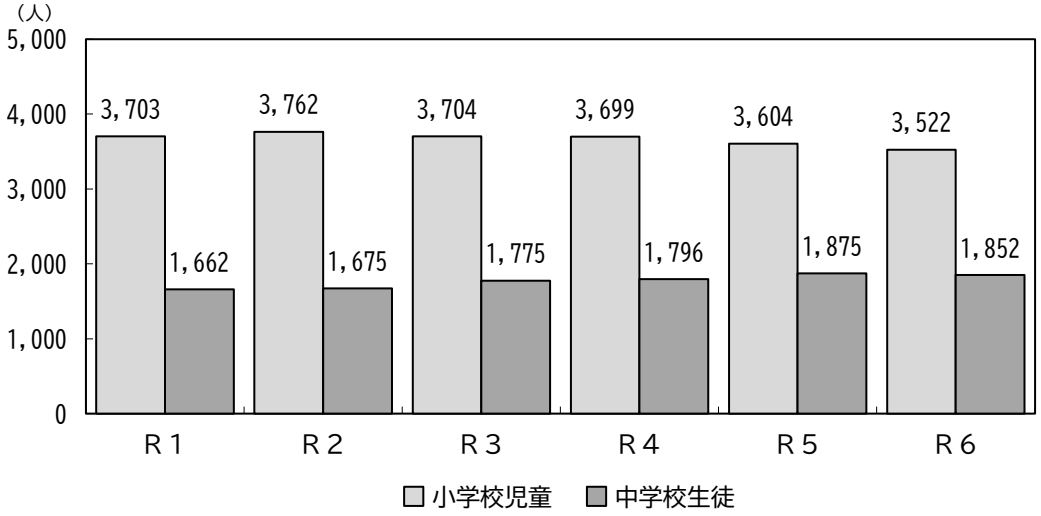
資料：第３期常滑市子ども・子育て支援事業計画、こども保育課

（２）小学校・中学校

小学校の児童は、令和２年以降緩やかに減少しており、令和６年で 3,522 人となっています。

中学校の生徒は、令和元年から令和５年まで緩やかに増加していましたが、令和６年には 1,852 人へと微減となっています。

■児童・生徒数の推移



資料：知多半島の統計（各年５月１日時点）

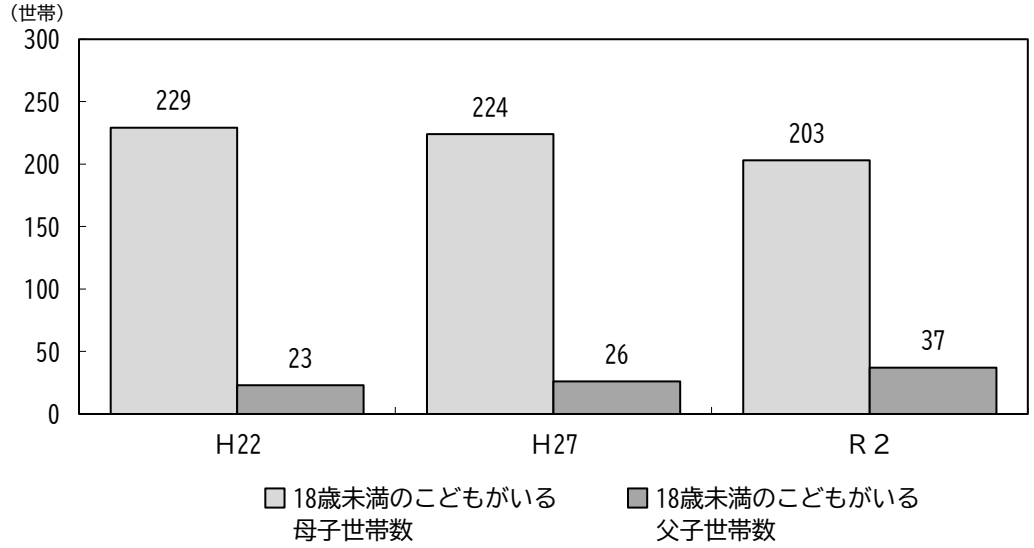
８　支援を必要とするこどもの状況

（１）ひとり親世帯の状況

18 歳未満のこどもがいる母子世帯は減少しており、令和２年で 203 世帯となっています。一方、18 歳未満のこどもがいる父子世帯は増加しており、令和２年で 37 世帯となっています。

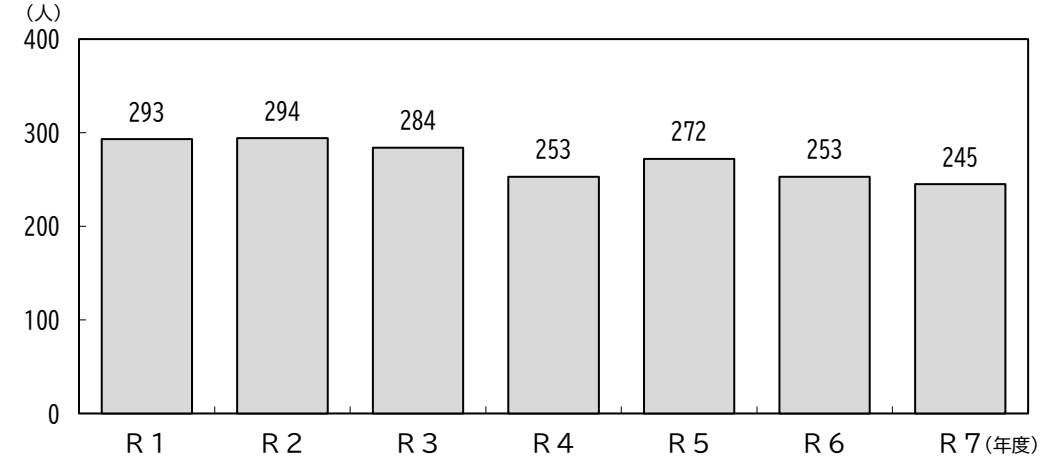
児童扶養手当の受給者数は、増減しながら減少傾向にあり、令和７年度で 245 人となっています。

■ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

■児童扶養手当の受給者数の推移



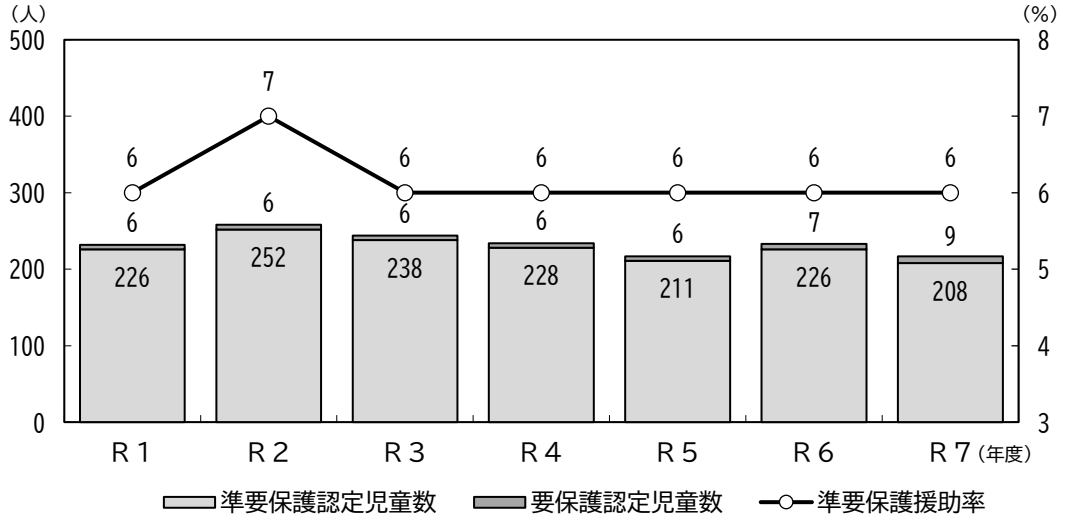
資料：子育て支援課（各年度末時点）

（２）就学援助の状況

小学生の準要保護認定児童数は増減しながら減少傾向にあり、要保護認定児童数は令和元年度以降で６～９人で推移しています。準要保護認定率は６％程度で推移しています。

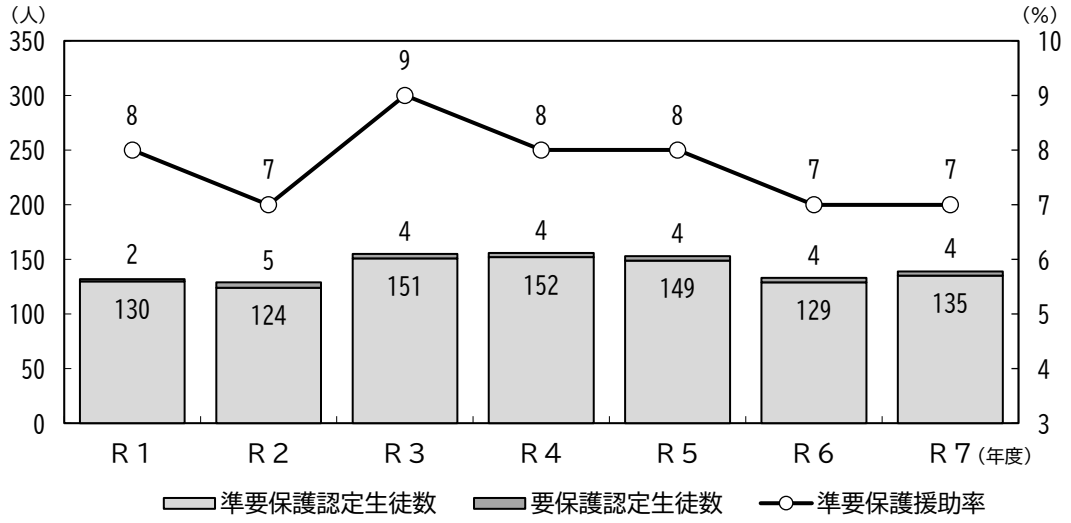
中学生の準要保護認定児童数は増減しながら推移しており、要保護認定児童数は令和元年度以降で２～５人で推移しています。準要保護認定率は８％前後で推移しています。

■準要保護認定児童数・要保護認定児童数の推移（小学生）



資料：学校教育課（各年度末時点）

■準要保護認定生徒数・要保護認定生徒数の推移（中学生）



資料：学校教育課（各年度末時点）

（３）障害児の状況

障害児は・・・・

18 歳以下の障害者手帳所持者の数値を後日追加

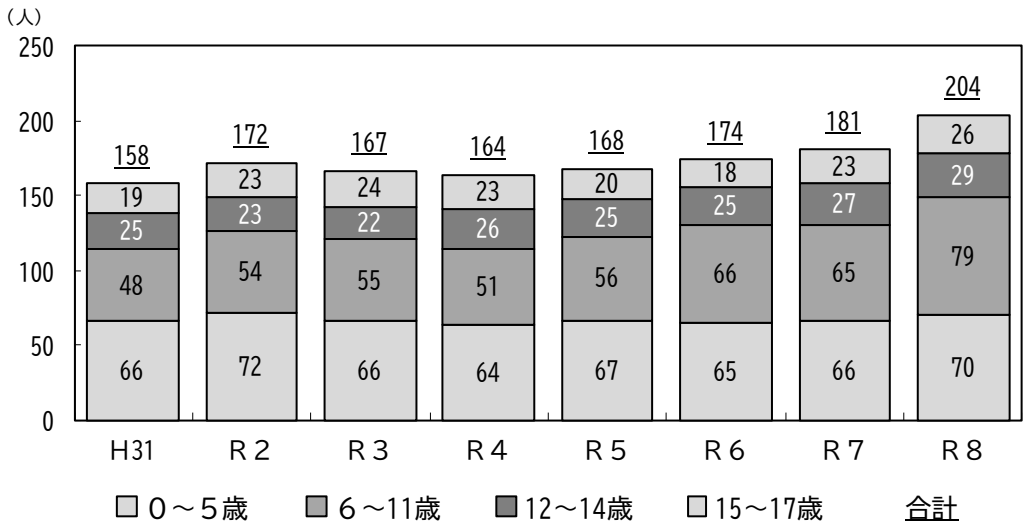
（並行して策定中の障がい者基本計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の数値と統一）

（４）外国籍のこども・若者の状況

外国籍の 18 歳未満のこども人口は、令和７年まで 150～180 人台で推移してきましたが、令和８年で 204 人となっています。

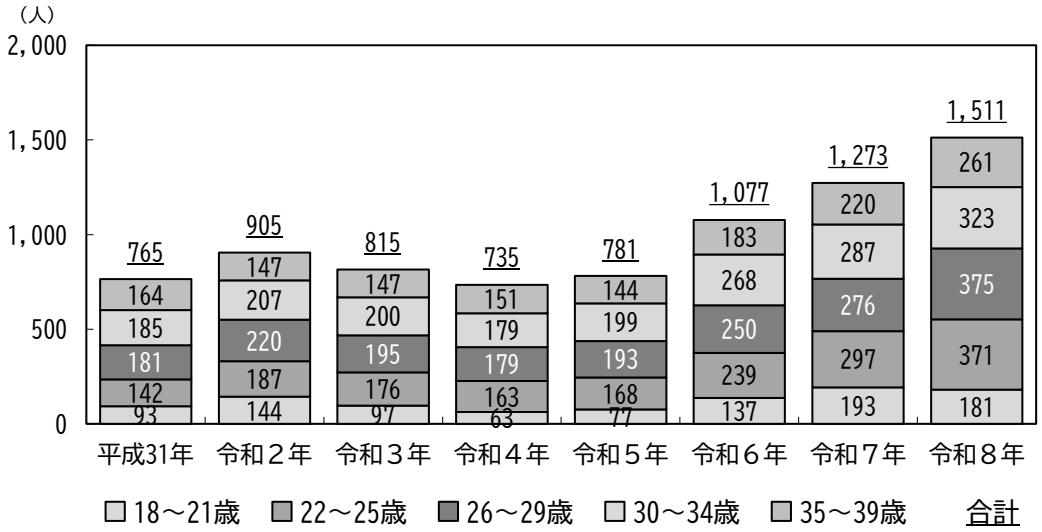
外国籍の 18～39 歳の若者人口は、平成 31 年から令和５年までは 700～900 人台で推移していましたが、令和６年には 1,000 人を超え、令和８年には 1,511 人となっています。各年齢層の令和８年の人口を令和５年と比較すると、18～21 歳で 2.4 倍、22～25 歳で 2.2 倍、26～29 歳で 1.9 倍となっています。

■外国籍のこども（18 歳未満）人口の推移



資料：住民基本台帳（各年３月 31 日時点）

■外国籍の若者（18～39 歳）人口の推移

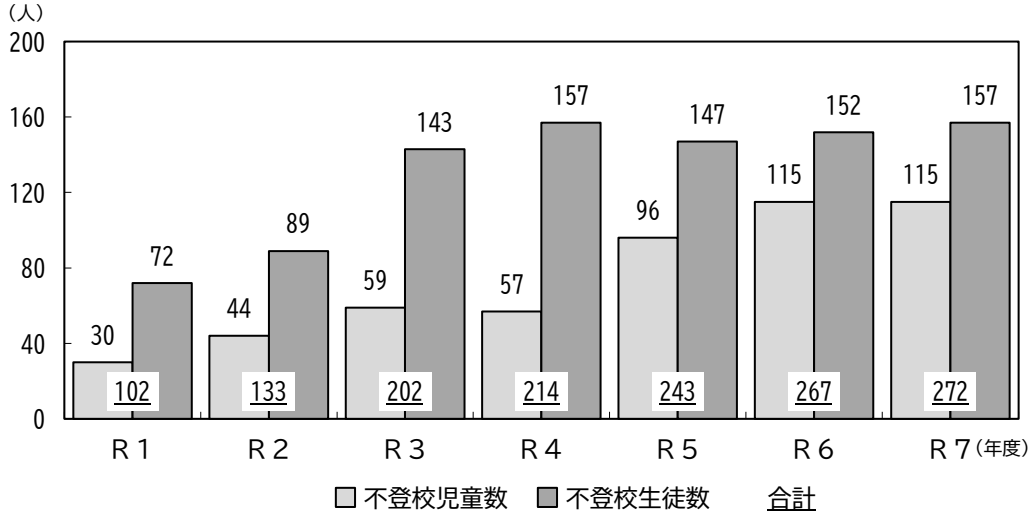


（上下図）資料：住民基本台帳（各年３月 31 日時点）

（５）不登校児童・生徒の状況

小学校の不登校児童数は令和４年度まで 30～50 人台で推移してきましたが、令和５年度に増加し、令和７年度で 115 人となっています。中学校の不登校生徒数は令和３年度に 100 人を超え、以降 150 人前後で推移し、令和７年度で 157 人となっています。不登校児童・生徒数は、年々増加しています。

■不登校児童・生徒数の推移



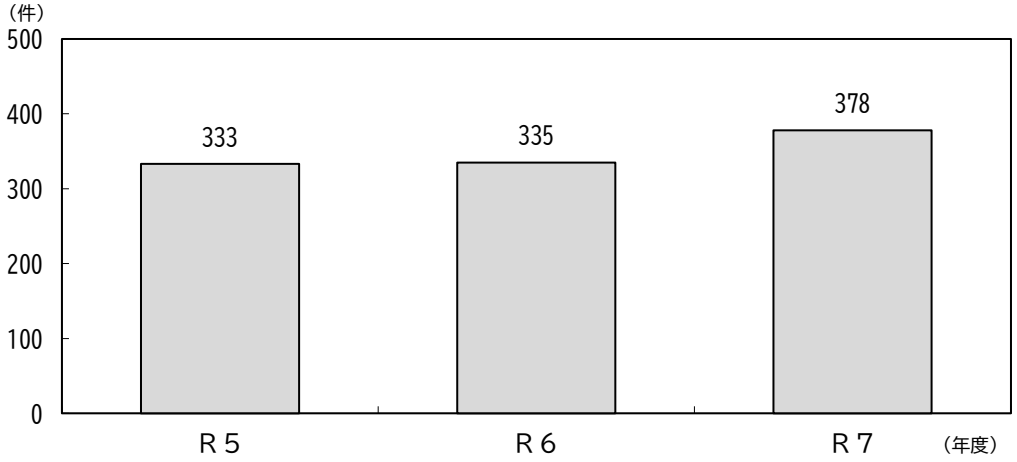
資料：学校教育課（各年度末時点）

（６）いじめ・虐待の状況

いじめの認知件数は、令和５年度以降増加しています。

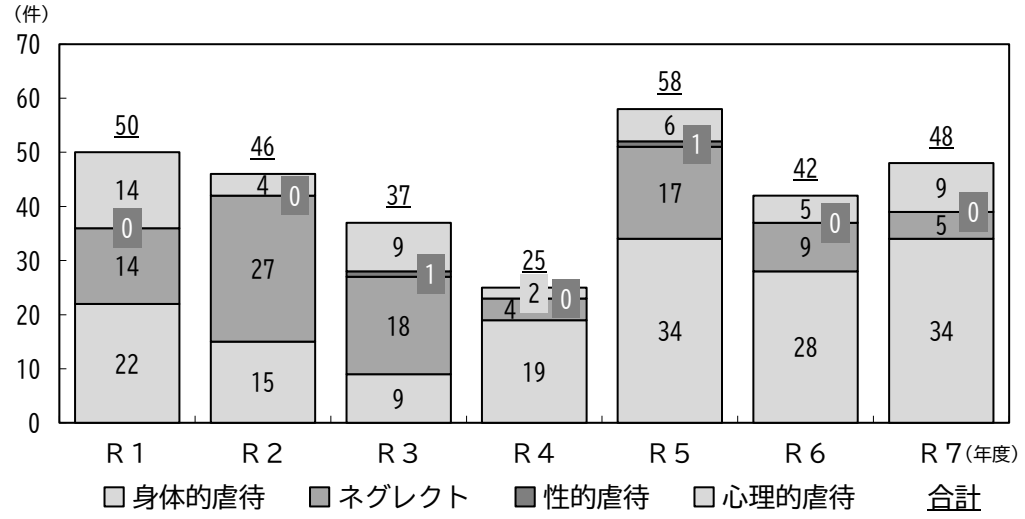
虐待の通報件数は、令和４年度にかけて減少していましたが、令和５年度に増加となり、以降、40～50 件台で推移しています。虐待の内訳をみると、令和４年度以降は身体的虐待がそれぞれ最も多くなっています。

■いじめの認知件数の推移



資料：学校教育課（各年度末時点）

■虐待の通報件数の推移



資料：子育て支援課（各年度末時点）

2　各種調査等からみる常滑市の状況

※詳細な各種調査結果については各種報告書に記載しており、本計画では概要をまとめています。

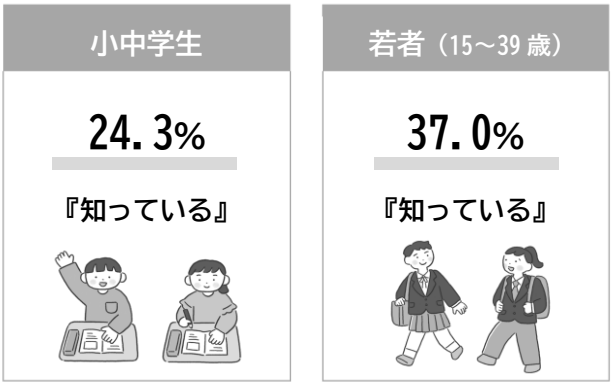
1　こども・若者の権利や主体性の尊重について

こどもの権利に対する認知度が低い

○こどもの権利の認知度は、小中学生、若者ともに半数以下となっています。
○若者と比べて、小中学生の認知度が低くなっています。

＊『知っている』:「内容まで詳しく知っている」＋「内容について少し知っている」

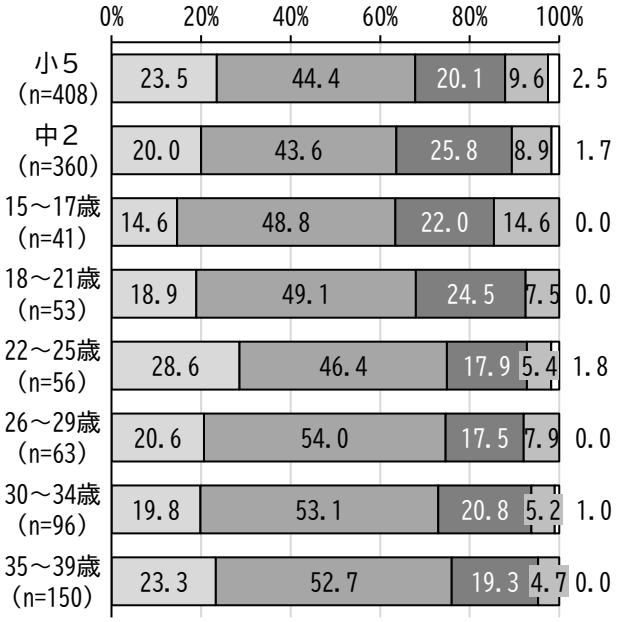
■「こどもの権利」を知っているか



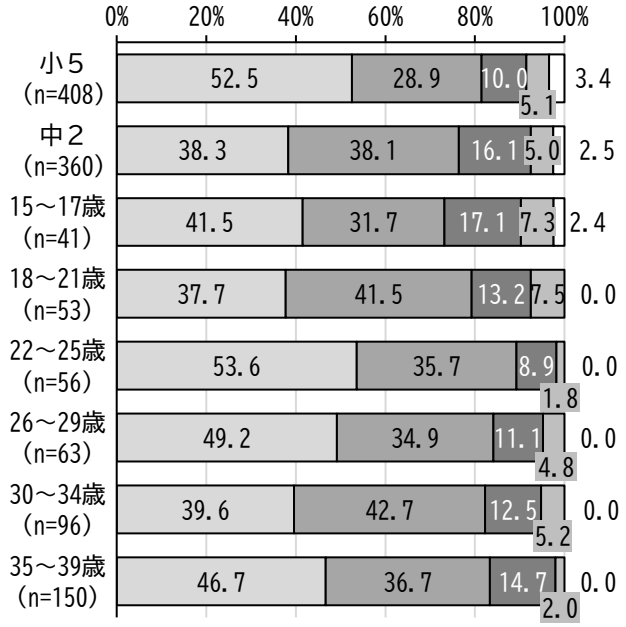
とくに 10 歳代で自己肯定感が低いこどもが多い

○自分のことが好きだと回答したこども・若者は、いずれの年代も６～７割台であり、中２及び 15～21 歳で低下しています。また、どの年代も一定数、自分のことが好きではないこども・若者が存在しています。
○自分には自分らしさというものがあると回答したこども・若者は、概ねいずれの年代も８割前後であり、中２及び 15～21 歳で低下しています。

■今の自分が好き



■自分には自分らしさというものがあると思う



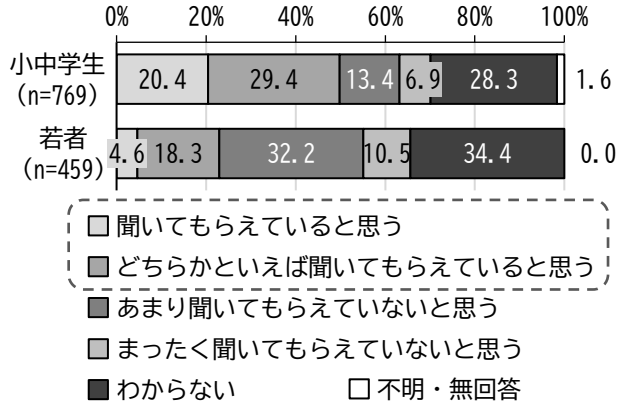
□あてはまる　□どちらかといえばあてはまる　■どちらかといえばあてはまらない　□あてはまらない　□不明・無回答

とくに若者の意見聴取の機会が少なくなっている

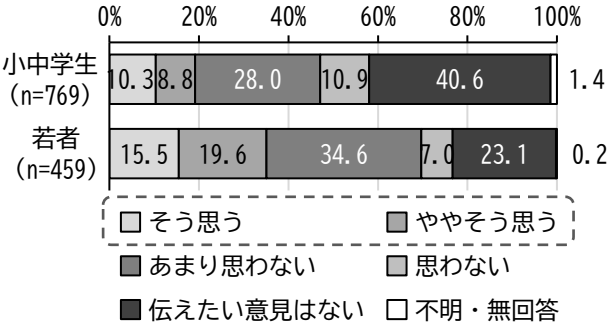
○常滑市の取組みにおいて、こどもの意見を聞いてもらえていると思うこども・若者は、こどもが 49.8%、若者が 22.9%と、いずれも半数以下となっており、特に若者で半減しています。

○常滑市の取組みに対して、自分の意見や思いを伝えたいと思うこども・若者は、こどもが 19.1%、若者が 35.1%と、若者で約２倍となっています。若者が伝えやすい手段としては、上位４位がインターネット環境を利用した手段となっています。

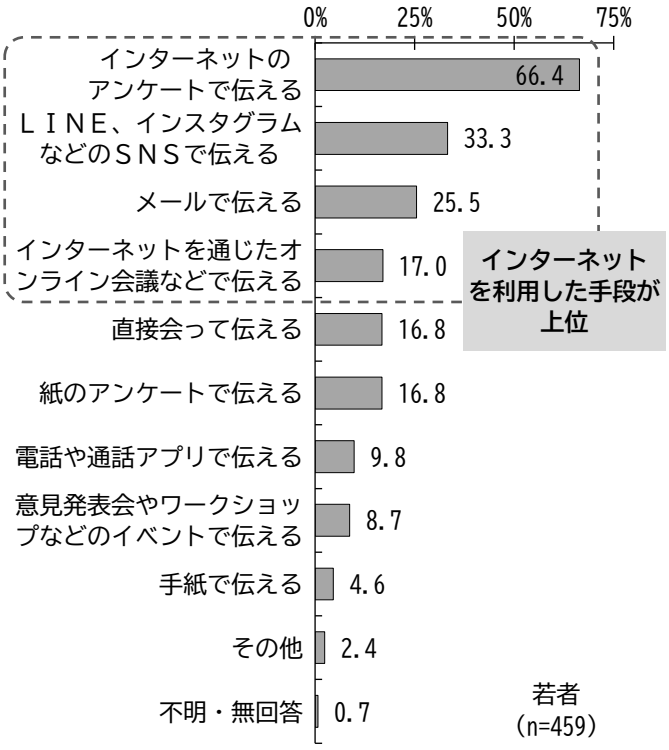
■こどもの意見を聞いてもらえていると思うか



■自分の意見や思いを伝えたいと思うか



■若者が意見や思いを伝えやすい手段



インターネットを利用した手段が上位

■こども・若者が意見を言いやすい状況

【方法】
- １対１や少人数
- 雑談から意見を把握する

【環境】
- 意見を否定しない
- 和やかで、気軽に話せる雰囲気
- 身近な人、年齢が近い人

【場所】
- 慣れている部屋
- 非対面のオンラインの場
- 人目のない場所

【その他】
- フィードバックがある
- 行きやすい
- 時間に縛られない



支援者ヒアリング

■意見を発信することについての意見
- 意見を言える場所を探すなど、自分たちが積極的に発信する
- こどもだけでの発表会や「自分の好きなこと」を発表できる場があると面白そう



こども・若者ワークショップ

2　こども・若者の状況や意向について

相談先や居場所のないこども・若者が存在する

○困っている時に助けてくれる人がいないと回答したこども・若者は、こどもが 2.5%、若者が 4.1%となっています。

○安心できる居場所は、こども・若者のいずれも上位３位は家庭、自分の部屋、インターネット空間となっている一方で、居場所がないこども・若者も一定数みられます。

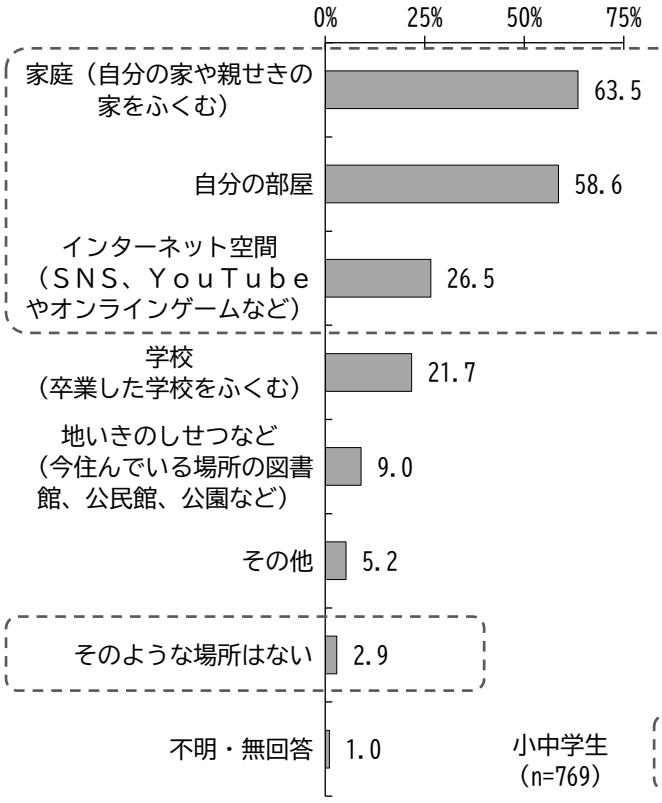
■こまったときに助けてくれる人は誰か

小中学生	若者（15～39 歳）
2.5%	4.1%
「そのような人はいない」	「そのような人はいない」

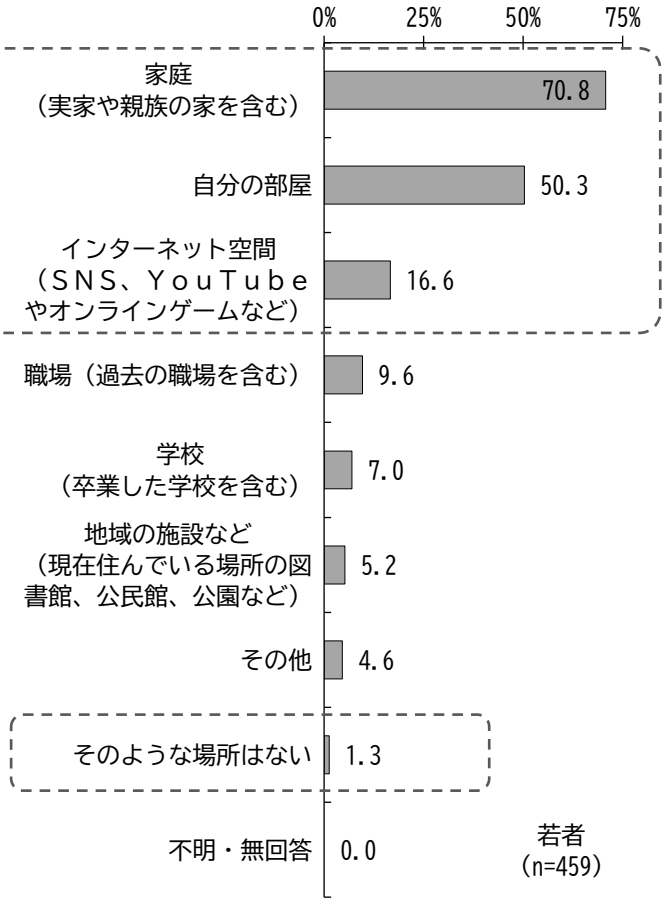




■こどもが安心できる居場所



■若者が安心できる居場所



■居場所に関する意見

・静かな場所を増やしてほしい
・安心できる場所があり、何かあったときに気軽に立ち寄れるとよい
・どんな時間でも行けるとよい
・図書館や公園がほしい
・自習室がほしい

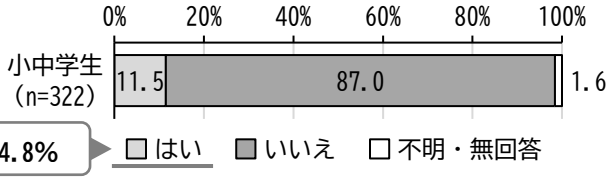


こども・若者ワークショップ

ヤングケアラーなど、多様な困りごとを抱えるこどもが存在する

○普段から大人がするような家事や家族の世話をしているこどものうち、その影響で日常生活や学校生活に支障をきたしているこどもは 11.5%となっており、全体の 4.8%となっています。

■大人がするような家事や家族の世話をしていることで、日常生活や学校生活に支障をきたしているこども



■こども・若者の様子で気になっていること

・ひとり親家庭や障がいの対応苦慮から、家庭養育困難事例が増加している
・家庭環境の中での困りごとから、こどもの衣服や持ち物に影響がある場合がある
・経済的な理由で習い事や体験活動への参加機会が制限されている家庭がある
・身体的な虐待だけでなく、ネグレクトなどの虐待が増加傾向にある
・学校に行きづらさを抱えるこどもや家庭以外の居場所が少ないこどもがいる
・家事や家族の世話・介護などを日常的に担っているこども・若者がいる
・外国にルーツを持つこどもで、言葉の違いによって困りごとを抱えているケースがある



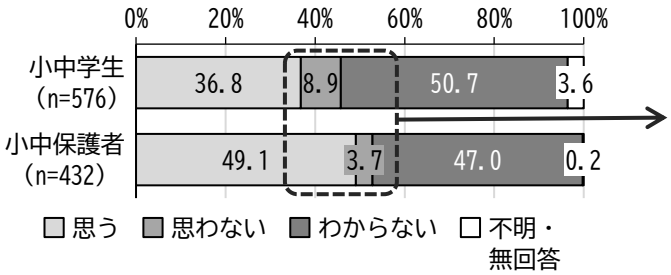
支援者ヒアリング

家庭の経済状況により、希望する進路に進めないこどもが存在する

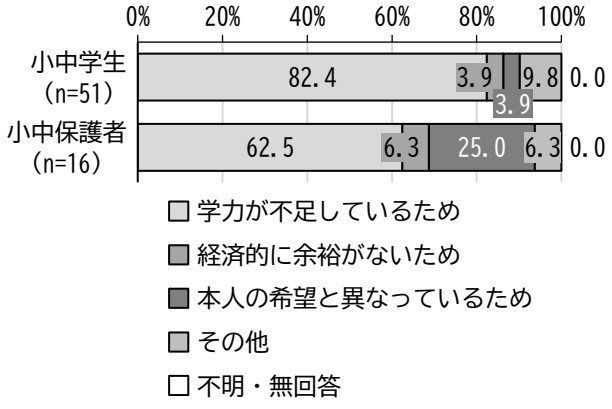
○希望する学校まで進学できそうと思わないこども・保護者は、こどもが 8.9%、保護者が 3.7%となっています。

○希望する学校まで進学できそうにないと思う理由は、こども・保護者ともに学力不足が最も高くなっていますが、経済的に余裕がない家庭も一定数存在します。また、保護者では本人の希望との相違が 25.0%とこどもよりも高くなっています。

■希望する学校まで進学できそうか



■希望する学校まで進学できそうにないと思う理由



■こども・若者から聞いた勉強に関する悩みごと

・不登校で勉強が追いついていないため、進学できるか不安



支援者ヒアリング

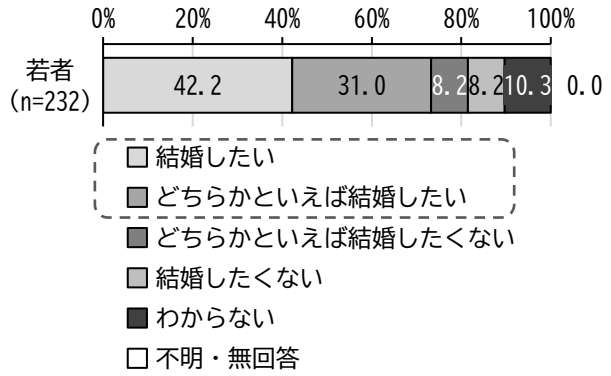
結婚やこどもを望む若者が多くなっている一方、課題もある

〇将来結婚したいと思う若者は 73.2%である一方で、結婚したくない若者が 16.4%となっています。

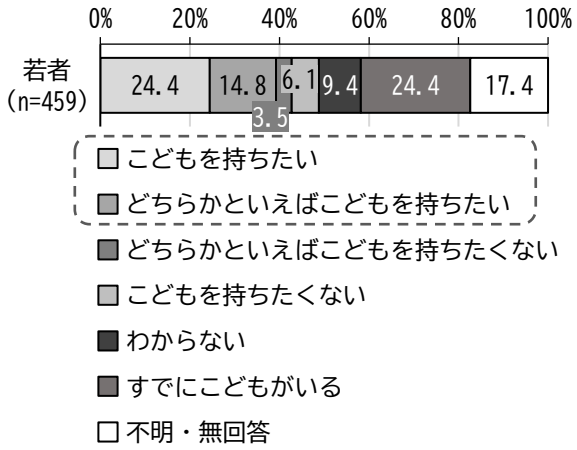
〇将来こどもをもちたいと思う若者は 39.2%である一方で、こどもをもちたくない若者が 9.6%となっています。なお、すでにこどもがいる若者は 24.4%と、約４人に１人はこどもがいる状況です。

〇常滑市が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う若者は 50.1%と、半数程度となっています。

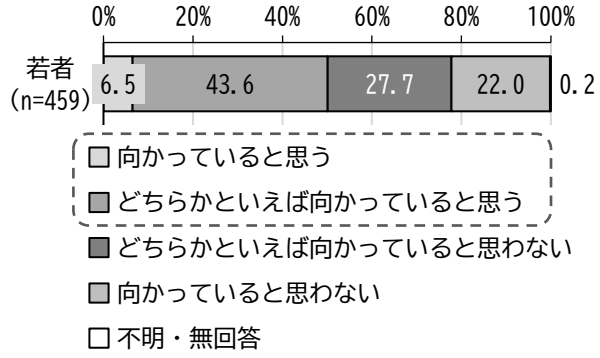
■将来結婚したいと思う若者



■将来こどもをもちたいと思う若者



■常滑市が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う若者



■常滑市の取組みに対して伝えたい思い（こどもを持つことに関連する意見抜粋）

・こどもをもっと生みたいが、経済的に不安
・こどもを生みたいが、市がどのような支援をしているのかわからない
・不妊治療の補助金額をあげてほしい
・こどもにかかるお金（おむつなど）に対する助成金や補助金があると助かる
・子育て支援をもっと充実してほしい



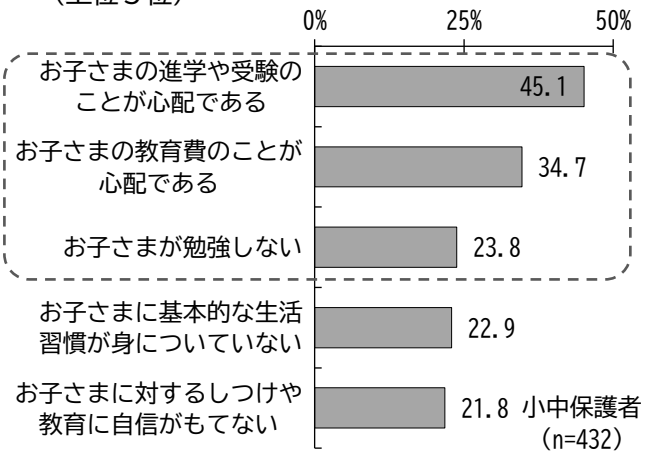
若者アンケート

3　子育て当事者の状況や意向について

こどもの教育に関する悩みや不安をもっている保護者が多い

○こどものことで悩みや不安がある保護者は、上位３位までが教育に関する項目となっており、特に進学や受験の心配ごとが45.1%と最も高くなっています。

■こどものことで悩みや不安がある保護者（上位５位）

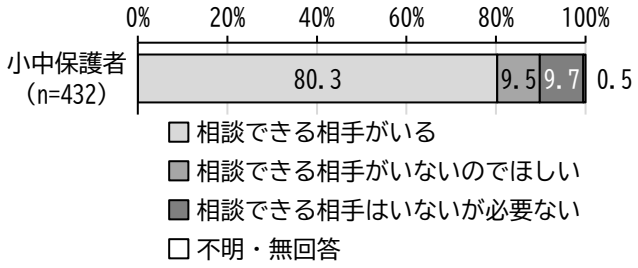


子育て家庭の孤立化が懸念される

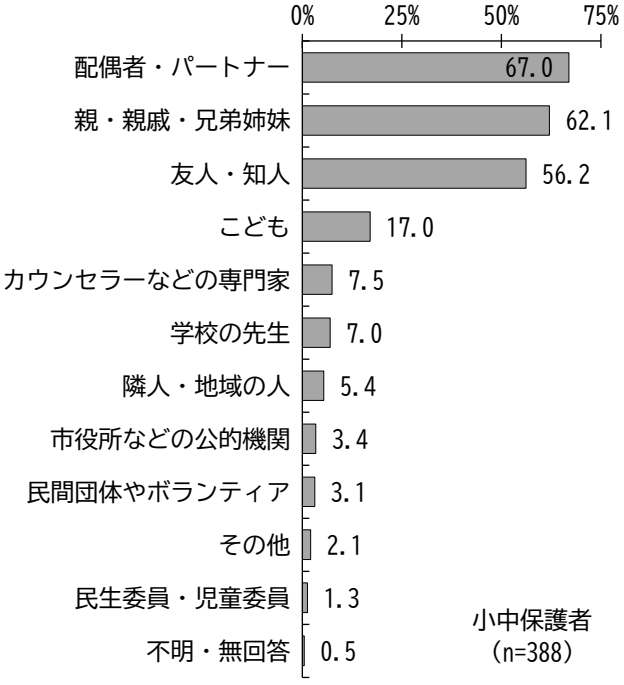
○心おきなく相談できる相手がいる保護者は80.3%となっています。なお、約２割の保護者が相談できる相手がいない状況に置かれています。

○実際の相談先やほしい相談先としては、身内が上位に挙げられています。なお、公的機関は3.4%と低くなっています。

■心おきなく相談できる相手がいる保護者



■実際の相談先、またはほしい相談先



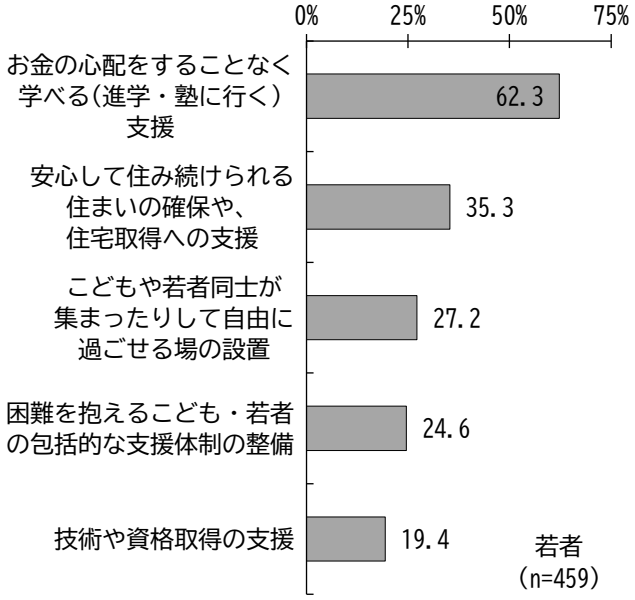
４　こども・若者・子育て当事者が求める主な施策について

教育に係る経済的支援や住まい・居場所に関する支援が重要視されている

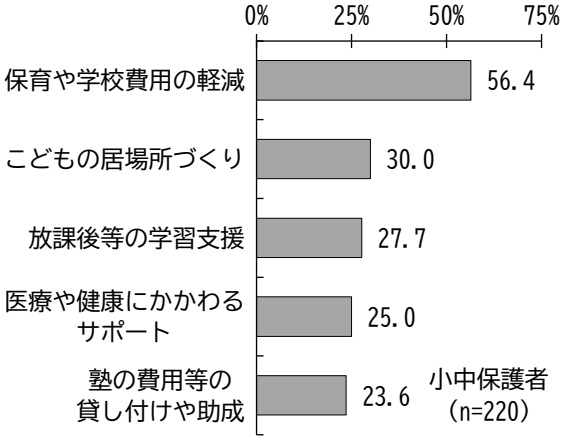
○こども・若者のために、若者が常滑市に必要だと思う取組みは、経済的な心配をすることなく学べる支援が 62.3%と最も高くなっています。次いで、安心できる居住や居場所が高くなっています。

○保護者が必要だと思う支援は、教育に係る経済的な支援が 56.4%と最も高くなっています。次いで、居場所や学習支援が高くなっています。

■こども・若者のために、若者が常滑市に必要だと思う取組み（上位５位）



■保護者が必要だと思う支援（上位５位）



■こどもの権利を守るために、社会にしてほしいこと

・犯罪を防ぐために、毎日パトロールをしたり、110 番の家を増やしてほしい
・歩行者専用道路で自転車が通らないようにしてほしい
・安心できる場所を増やしてほしい
・怖い思いをせずに外で遊べるよう、おとなが見守っていてほしい
・意見を言える場所がほしい
・いじめについてなど、もう少し気軽に相談できる相談先がほしい
・おとなが集まって様々な職業体験ができる場があるとよい
・人権週間の時に、こどもの権利についても学習したい



こども・若者
ワークショップ

第 3 章

（仮称）常滑市こども計画がめざすこと



1　基本理念

。

２　基本的な視点

。

３　基本目標

。

４　施策の体系

。

５　成果目標

。

第 4 章

施策の展開



基本目標１

基本目標２

基本目標３

基本目標４

第 5 章

教育・保育事業の量の見込みと確保の方策

（第３期子ども・子育て支援事業計画）



１　児童人口の推計

２　教育・保育提供区域の設定

３　教育・保育の量の見込みと確保方策

４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

６　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

第 6 章
計画の推進に向けて



１　計画の推進体制

２　推進するための実施主体の役割

３　数値目標の設定

４　計画の評価・検証体制

資料編

